

- (2) 同一奏者が2つ以上の団体に重複して出場することは認めない。課題曲、自由曲は、同一のメンバーが演奏しなければいけない。ただし、楽器の持ち替えは認める。
- (3) 指揮者の資格については制限しないが、課題曲・自由曲とも同一人が指揮すること。同一指揮者が同一部門で2つ以上の団体の指揮者として出場することはできない。また、全部門において地区大会、県大会、関西大会、全国大会は、同一指揮者が指揮をするものとする。
- (4) 参加団体の資格に疑義あるときは、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

III 演奏方法及び審査、表彰

[地区大会(中学生・高等学校)]

- (1) 中学生小編成、中学生B、高等学校小編成、高等学校Bは自由曲のみを演奏すること。
- (2) 中学生A、高等学校Aは課題曲及び自由曲を演奏すること。
- (3) 審査は5名の審査員が10点満点で行い、合計点数により金賞、銀賞いずれかの賞を授与する。そしてAの部、小編成の部において金賞を授与された学校には県大会への出場資格が与えられる。県大会へ出場できる学校数の算出は以下の通りとする。

《中学生(A、小編成)》エントリー数 $\times 0.4$ +シード枠(小数は切り捨て) ※注意

《高等学校(A、小編成)》エントリー数 $\times 0.6$ (小数は四捨五入)

また、全部門において審査員特別賞として「きらめき賞」を若干数授与する。

*シード枠というのは前年度の吹奏楽コンクール県大会において県代表に選ばれたその地区の学校数をいう。これは学校に与えられるシード権ではなく、その学校が所属する地区に与えられる枠であり、その学校が前年度とは異なる部門でエントリーした場合やエントリーしなかった場合にはそのシード枠は消滅する。

※注意

2025年度第61回大会においても、各種感染症拡大防止の観点からタイムテーブルにゆとりを持たせるため、「中学生A県大会出場数の算出方法」については、上記規定の III 演奏方法及び審査、表彰 [中学生・高等学校地区大会] (3) に関わらず、以下の通りとする。
《中学生A》県大会出場数を21とし、そこからシードを除いた18を各地区のエントリー数で比例配分する(小数切り捨て)。その結果、合計が17になった場合は、小数点以下の数値が多い地区に1を加える。※シードは従来通りあてる。

(4) 演奏時間

1 中学生A、高等学校A

課題曲と自由曲を含めて12分以内とする。演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。

2 中学生小編成、中学生B、高等学校小編成、高等学校B

自由曲のみ7分以内とする。

3 全部門において、演奏時間が超過した場合は、失格として審査の対象とはならない。また、舞台上の試奏及びチューニングは認めない。

[県大会]

- (1) 小学生、中学生小編成、高等学校小編成は、自由曲のみを演奏すること。
- (2) 中学生A、高等学校A、大学、職場・一般は課題曲及び自由曲を演奏すること。
- (3) 審査は7名の審査員がA, B, Cの3段階評価によって行い、過半数の審査員がA評価を行った団体には金賞を、過半数の審査員がC評価を行った団体には銅賞を、それ以外の団体には銀賞を授与する。A, B, Cの数は下に定める。そして、小学生部門を除く金賞受賞団体の中から順位投票により滋賀県代表を決定し、関西大会へ推薦する。
また、全部門において審査員特別賞として「きらめき賞」を若干数授与する。

団体数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
Aの数	2	2	2	3	3	3	4	4	4	5	5	5	6	6	6	7	7	7
Bの数	1	2	2	2	3	3	3	4	4	4	5	5	5	6	6	6	7	7
Cの数	1	1	2	2	2	3	3	3	4	4	4	5	5	5	6	6	6	7

(4) 演奏時間

- ①中学生A、高等学校A、大学、職場・一般
課題曲と自由曲を含めて12分以内とする。演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。
- ②小学生、中学生小編成、高等学校小編成の演奏時間は、自由曲のみ7分以内とする。
- ③全部門において、演奏時間が超過した場合は失格として、審査の対象とはならない。また、舞台上の試奏及びチューニングは認めない。

IV 課題曲、自由曲について

(1) 編成

課題曲はスコアに指定された編成を尊重すること。自由曲の編成は、木管楽器、金管楽器、打楽器(擬音楽器を含む)とする。但し、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認めるが、ハープやコントラバス等の台や反響板などの使用は禁止する。また、曲中のスキヤット(声)は認める。

- (2) 課題曲のスコアに記譜された音・音域を変えて演奏することは認めない。違反した場合は失格とする場合がある。

(3) ピアノの使用

上記の楽器を借用する場合は「演奏曲目等報告書」に記入し、申し込むこと。また、**位置は下手固定**とする。

(4) 著作権

著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けねばならない。この許諾を受けずにコンクールに出場することは認めない。

(5) 譜面台等の不撤去

譜面台、指揮用譜面台、指揮台は使用しなくても、撤去しない。

(6) その他

全日本吹奏楽連盟による「全日本吹奏楽コンクール実施規定」に準ずるものとする。

- (注) 1. 作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には著作権が存在する。
2. 編曲の管理は、日本音楽著作権協会ではなく著作権者(作曲者またはその楽譜の出版者)が行っている。
3. 課題曲に関する問い合わせがありましたら、滋賀県吹奏楽連盟までお問い合わせ下さい。
なお、お問い合わせの前に、全日本吹奏楽連盟ホームページに記載の「Q&A」をご参照願います。

1990年12月1日	施行	1993年4月1日	一部改正
1996年6月1日	一部改正	1997年4月19日	一部改正
2003年4月19日	一部改正	2004年4月24日	一部改正
2005年4月16日	一部改正	2008年4月26日	一部改正
2009年4月18日	一部改正	2015年4月18日	一部改正
2017年4月16日	一部改正	2021年4月13日	一部改正
2024年4月13日	一部改正	2025年5月9日	一部改正